



熊本県公報

号外 第 3 2 号
令和 7 年(2025 年)
7 月 2 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼
- 熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
 - 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 1
 - 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 1

登 載 依 頼

熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 2 5 号

熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則

熊本県定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成 1 3 年熊本県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「若しくは第 1 0 項」を「若しくは第 6 項」に改め、本則第 3 号中「若しくは第 5 項」を「、第 5 項若しくは第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 2 6 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 1 4 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日」を「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間」に、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 1 4 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間）

第 1 4 条の 4 勤務時間条例第 1 5 条の 3 第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 2 7 号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成 1 1 年熊本県人事委員会規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。
附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。